



栄光の未来

R5.9.12
第11号

〔東翔祭〕仕切り直して活動再開！

9日（土）に東翔祭の実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症や風邪症状による欠席者が増加したことから、先週7日（木）の段階で14日（木）への延期を決定しました。8日（金）からの3日間は3年生の学年閉鎖を行う措置をとるなど、感染を抑え込むための対応を行った結果、先週に比べて今日は感染者や風邪症状による欠席者が大幅に減少しました。そのおかげで、明後日の東翔祭本番に向けて気持ちを入れ直して活動を再開することができました。



グラウンドに整列後、各チームで練習！

平日開催となったことで、保護者や地域の皆様の中には仕事等の関係で参観できなくなった方があるかもしれません。しかし、生徒にとって最も望ましい実施のあり方を考えたときに、感染が収束することを信じて一定の期間を空けて開催することが最善であるとの判断から決定したものです。

少し前まで心配された熱中症については、気温がだいぶ落ち着いてきたこともあり、水分補給や帽子等の対策をしっかりと講じれば、大きな心配はないと言えます。今後は明日の予行練習や本番当日の天候が心配されますが、生徒の皆さんの「熱い思い」で晴天を引き寄せてもらいたいと思います。

自分の命も、仲間の命も、みんな尊いものだ！

9月7日（木）の新聞に、「小五女児 いじめ自殺未遂」というショッキングな記事が掲載されました。幸いにも一命を取り留めたものの、その児童は現在も学校に通うことができていないということです。新潟市内の小学校で4月に起こったこの事案の背景には、前年度からのいじめがあったということが報道されています。この出来事について、生徒の皆さんはどのように受け止め、考えるでしょうか。

新潟市で起こったこの事案だけでなく、いじめが要因である、あるいはその可能性がある児童・生徒の自殺は、これまでに県内・市内をはじめ全国で多く発生しています。インターネットで少し調べただけで、いくつもの事案が見つかります。実際には、全国でこれよりはるかに多くの尊い命がいじめによって失われています。

2011年（平成23年）に大津市で起こったいじめ自殺事案は、「大津市〇〇中学校いじめ自殺事件」と呼ばれる少年犯罪です。この事件がもととなり、2015年（平成27年）に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。その第4条には「児童等は、いじめを行ってはならない。」と規定されています。つまり、現在では「いじめ」という行為は明確な法律違反なのです。

誰の命であっても、命はかけがえのない尊いものです。全員が、全員の命を大切にすることというのは、日頃から自分や相手を尊重し、その存在を大切にしていくということです。そして、それが「誰もが安心して通うことのできる学校」「安心して学級や集団の中にいることのできる学校」につながります。

いじめのない学校、いじめを自分たちで止められる学校、困っていたり悩んでいたりに誰かが手を差し伸べられる学校を、全員の手でつくっていきましょう。

県内で過去に発生した事案（一部）

- 1995.11 上越市の男子中学生が、学校でのいじめを苦に自殺。
- 2006.11 神林村の男子中学生が、学校でされたズボン下ろしを苦に自殺。
- 2016.11 新潟市の男子高校生が、LINEであだ名などを拡散されて自殺。
- 2017. 6 新発田市の男子中学生が、あだ名などのいじめを苦に自殺。
- 2018. 6 下越地方の男子高校生が、いじめを受けたとのメモを残して自殺。
- 2022. 4 燕市の女子中学生が、いじめを訴える遺書を残して自殺。
- 2023. 4 新潟市の女子児童が、悪口などのいじめを苦に自殺未遂。